

### 広告掲載取扱要領

「京都市小学校給食保護者配付用献立表」（平成24年度発行分）への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	印刷物の名称	京都市小学校給食保護者配布用献立表
	印刷物の内容・作成目的	京都市小学校給食のメニューや使用材料等をお知らせし、給食申込や家庭でのお弁当づくりに役立てていただくことを目的とする。
	印刷物の仕様	A3版，両面印刷，表面黒＋1色・裏面黒単色刷り
	発行部数	57,000部（世帯）×11回＝627,000部
	発行頻度	8月を除き毎月1回発行
	発行日	当該月の前月20日頃 （例：5月分献立⇒4月20日頃発行）
	配布対象，配布エリア	京都市立小学校（170校）に通う児童及びその家族 （ただし，世帯数分配布）
	配布方法	各校から児童を通じて配布
広告の規格	広告掲載面・広告掲載位置	裏面・下段
	広告の大きさ	縦40mm×横270mm
	広告の色数	単色
	枠数	各回1枠
	その他の仕様	広告内の左上又は右上に「 <b>広告</b> 」と明記していただきます。 （縦5mm×横10mm，太字ゴシック） なお，広告枠外（下）に「上は広告欄です。献立表の掲載内容とは関係ありません。」と記載しますのでご了承ください。
掲載条件	広告料金（税込み）	予定価格を627,000円として，見積合わせにより決定します。
	広告掲載期間	平成24年5月分～平成25年4月分（11回発行）
	広告原稿の入稿期限	当該発行月の前々月中旬頃 （例：5月分原稿⇒3月20日前後に入稿）
	広告原稿の入稿方法	広告原稿は，広告掲載者側において作成し，出力見本を添えて完全データで入稿していただきます。 （データ様式は別途相談）
	校正方法	文字校正2回，色校正1回

掲載基準	関係規定 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要項 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的, 性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	ファストフード, サプリメント, スナック菓子類など小学校給食の実施・運営の観点から見てなじまないものについては掲載できません。
申込手続等	申込資格	広告主または広告代理店等とします。 申込資格の詳細は, 京都市広告事業のホームページでご確認ください。
	申込方法	広告掲載申込書をダウンロードして, 必要事項を記載のうえ, 以下の申込先にFAXまたは郵送で御提出ください。 郵送等の場合は, 申込期間内必着としてください。 なお, 京都市競争入札参加資格のない方については, 原則として必要書類の御提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページでご確認ください。
	申込期間	<b>平成24年1月30日(月)から2月17日(金)まで</b> 書類の受け付けは, 本市の休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)行います。
	広告掲載者の決定方法	見積合わせにより, 原則として予定価格以上で高額の提示を行った申込者を, 契約の相手方として決定します。 申込みに当たっては, 提出いただく広告掲載申込書の備考欄に見積額(税込み)を記入いただくか, 別途見積書(様式は問いません)を添付してください。
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告掲載に当たっては, 関係規定, 関係法令等を遵守してください。</li> <li>・広告掲載者とは, 別途, 広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページを参照してください。</li> <li>・広告原稿の入稿までに, 広告原稿案の事前審査を受けていただきます。(内容により, 修正等をお願いする場合があります。)</li> </ul>
	お申込み・お問い合わせ先	京都市教育委員会事務局体育健康教育室 小学校給食担当(担当: 東) 〒605-0004 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 393 元有済小学校内 電話番号 075-708-5323 FAX番号 075-551-9550